

(3)アーチェリー

1 招 集

- (1) 招集は、招集所において競技開始 10 分前に終了する。
- (2) 招集完了時刻にいない選手は、棄権したものとみなし出場することはできない。

2 競技方法

(1) 競技方法

- ① 種目は、男女とも 30m ダブルラウンドおよび 50m・30m ラウンドとする。
 - ② 部門は、リカーブ部門とコンパウンド部門とする。
 - ③ 標的面は直径 80cm とする。
 - ④ 試射は競技の最初に 6 射以内とする。行射数は、各距離において 1 エンドに 3 射ずつ計 36 射とする。行射時間は、1 エンド 2 分以内とする。
 - ⑤ 椅子の使用は競技上有利にならなければ認められる。
 - ⑥ 第 8 頸髄まで残存の選手はリカーブ部門において、審判員の承認を得て手に補助具（リリースエイド等の発射装置）を使用することができる。ただし、これらはすべて身体的機能の補助を目的としたもののみ認められる。
- (2) 競技進行は、音響・視覚による時間管理装置（信号機）により行う。
 - (3) 採点行為および看的行為は、競技運営主管団体が行う。

3 的番・立番

的番および立番は、主催者が決定する。

4 用 具

競技に必要な用具は出場選手が各自用意し、用具検査を受けた物を使用する。

5 介助者

- (1) 選手の介助を行う者は、あらかじめ主催者の承認を得なければならない。
- (2) 介助者は、シューティングラインまで入場することができる。
- (3) 選手に対する助言は認めない。ただし、用具に重大な異常が生じていることを告げる場合を除く。
- (4) 介助者の違反行為は、すべて選手の違反行為とみなす。
- (5) 介助者は、射場内に競技上必要な物以外は持ち込んではならない。
- (6) 介助者は、競技役員の指示に従わなければならない。